

# 財政健全化法に基づく健全化判断比率等(確報値)について

平成22年11月30日  
京都府総務部自治振興課  
(税財政担当 075-414-4454)

京都市を除く府内14市11町村及び公営企業会計を有する一部事務組合の平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、その概要を公表します。

なお、この公表は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第4項及び第22条第3項の規定によるものであり、平成22年9月22日付けで公表の速報値から異動ありません。

記

## 健全化判断比率等の概要(市町村別一覧:別紙)

区 分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.25% ～ 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25% ～ 20.00%	40.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%	—	該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%	—	該当なし